

総務環境委員会説明資料

新たな行政評価について

平成23年9月8日
総務局

目 次

1 市政を取り巻く状況について……………	1 頁
2 行政評価の目的について……………	2 頁
3 事業の点検・見直しの主な視点について……	3 頁
4 行政評価の実施方法について……………	4 頁
5 体系化について……………	5 頁
6 内部評価について……………	5 頁
7 外部評価について……………	9 頁
8 評価結果の公表と活用について……………	14 頁

1 市政を取り巻く状況について

区分	内容
(1) 人口減少社会の到来	<ul style="list-style-type: none">本市においても近い将来人口が減少局面に入り、平成 17 年から平成 47 年までの 30 年間で人口がおよそ 1 割減少すると推計されている。特に生産年齢人口の減少は大きく、30 年間でおよそ 2 割減少すると推計されている。生産年齢人口の減少は、総所得の減少を通じて税収の減少につながると考えられる。
(2) 超高齢社会の到来	<ul style="list-style-type: none">高齢者人口は今後も急速に増え続け、平成 47 年には高齢化率が約 31% に達すると推計されている。高齢者人口の増加は、後期高齢者医療費、介護に係る支出など、高齢者福祉にかかる支出の増大をもたらす。
(3) 「個」の時代の到来	<ul style="list-style-type: none">社会経済環境の変化や価値観の多様化により、市民のライフスタイルや市民ニーズも多様化しており、未婚化・晩婚化が進むとともに、単身世帯が増加している。特に高齢単身世帯は、他の世帯に比べ、行政による支援がより必要となる。
(4) 公共施設の老朽化	<ul style="list-style-type: none">本市の所有する公共施設は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて集中的に建設されたため、今後、これらの施設の更新等に要する施設整備費が増大する。その所要額は、長寿命化を進めた場合でも概ね 50 年間で 3 兆 4,700 億円程度、単純平均で 1 年につき約 700 億円を要すると見込まれる。
(5) P P P (官民連携) の浸透	<ul style="list-style-type: none">行政と民間事業者等がパートナーシップを組んで公共サービスを提供する手法として、PFI や、公の施設の管理に関する指定管理者制度の導入などの制度改革が進められてきた。公共サービスを提供し得る者は、必ずしも行政機関のみではないという認識が定着しつつあり、制度的にも、実態としても、民間が公共サービスを担う場面が広がってきている。

2 行政評価の目的について

(1) 行政資源の有効活用

事業の目指すべき目標を明確にし、目標に対する達成度や効率性等を点検することで、事業の改善、見直し、整理合理化や事業の廃止を行い、行政資源の有効活用を図る。

(2) 市民への説明責任の向上

本市が実施している事業について成果等の観点から点検評価し、広く市民に公表することにより、説明責任の向上を図る。

(3) 市民の市政参加の促進

公開市民参加による外部評価を通じて、事業に対する理解を深め、市民の市政参加の促進を図る。

(4) 職員の意識改革

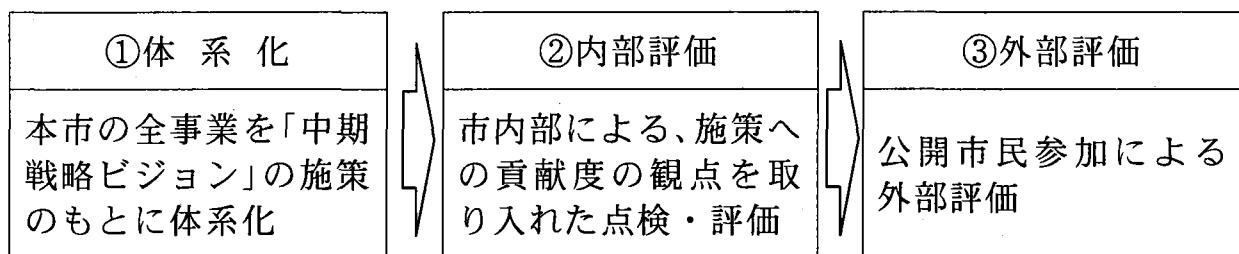
職員一人ひとりが市民の視点で考え、コスト意識・成果志向に徹して職務を遂行する風土醸成を進め、職員のさらなる意識改革を図る。

3 事業の点検・見直しの主な視点について

区分	内容
(1) 施策実現への効果	<p>事業は施策推進の手段であることから、事業について、施策実現の効果やそれに要する費用といった観点から点検する。</p>
(2) 持続可能な制度への転換	<p>将来的な財政負担の増大や固定的な負担の発生が見込まれる事業については、将来にわたってサービスが維持できる持続可能な制度への転換を図るという観点から点検する。</p> <p>また、施設については、集約化や既存ストックの有効活用を図るとともに、適正な資産の保有量の観点から点検する。</p>
(3) 市民ニーズの多様化を踏まえた改革	<p>市民ニーズの多様化を踏まえ、これまで行政が担ってきた分野であっても行政が引き続きサービスを担うべきか否か、また、適正なサービス水準や受益者負担等の観点からも点検する。</p>
(4) 官民の適切な役割分担と民間活力の導入	<p>民間が公を担う場面が拡大していることを踏まえ、「民ができるものは民に」委ねることを基本とし、行政の関与の必要性がない場合には、民営化等を検討するという観点から点検する。</p> <p>また、市の関与が必要な場合であっても、サービスの提供主体は民間活力を積極的に導入するという観点から点検する。</p>

4 行政評価の実施方法について

(1) 行政評価の進め方



(2) 体系化

平成 23 年度の事務事業のうち、法により実施が義務付けられた業務、庁舎の維持管理、電算保守等の業務及び庶務・経理などの一般事務を除くもの（以下「対象事業」という。）を、中期戦略ビジョンの施策のもとに体系化した。

(3) 内部評価

対象事業のうち主要な事業について、平成 22 年度の実績を踏まえて評価を実施した。

(4) 外部評価

内部評価を行った事業のうち、市民や学識経験者の意見を聴取することが有意義と考えられる事業について、公開市民参加による外部評価を実施する。

5 体系化について

区分	事業数(件)	金額(百万円)
市長事務部局及び行政委員会	2,202	1,459,710
対象としない業務	598	1,006,814
対象事業	1,604	452,896
企業局事業	57	98,494
対象事業計	1,661	551,390

(注) 1 金額は平成23年度予算額

2 端数処理のため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

3 対象としない業務 法により実施が義務付けられた業務、庁舎の維持管理・電算保守等の業務、庶務・経理などの一般事務

6 内部評価について

(1) 内部評価対象事業の選定

体系化を行った全事業の中から、次の考え方で選定した。

- ① 過去の行政改革に関する取り組みにおいて対象にあがった事業のうち、継続して検討が必要な事業
- ② 事業費1億円以上の事業（臨時的事業等を除く）
- ③ その他内部評価の必要があると認めた事業

なお、評価票の作成にあたっては、評価を実施するために適切な単位となるよう、適宜事業を統合整理（大くり出し）した。

その結果、493件の事業について、336の評価票を作成した。

区分	事業数(件)	評価票作成数(件)	金額(百万円)
市長事務部局及び行政委員会	461	304	408,064
①過去の取り組み	105	40	18,506
②事業費1億円以上	313	239	388,333
③その他	43	25	1,225
企業局	32	32	68,631
内部評価対象事業計	493	336	476,695

(注) 1 金額は平成23年度予算額

2 端数処理のため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 評価項目

区分	内 容
①所管の局室で実施するもの	ア 施策貢献度 事業が施策の目的を実現するためにどれだけの貢献をしているかを点検し、「極めて大きい」「貢献あり」「貢献小さい」の区分で評価した。
	イ 事業の進捗状況 建設・整備事業など進捗管理をする計画等がある場合には、計画と比べた進捗状況について点検した（計画管理型）。 事業計画がないものについては、指標を定め、前年度と比較して向上しているか低下しているかを点検した（成果経年比較型）。
	ウ 23年度へ改善・見直し 平成23年度当初予算における改善や見直しの有無を点検した。
	エ 事業にかかる経費の増減 事業費（人件費を含む）について、計画管理型は予算と、成果経年比較型は前年度の事業費と比較し、増減を点検した。
	オ 将来の財政負担 事業にかかる将来の財政負担が増加するか減少するかを検討し、評価した。
	カ 行政の活動領域 平成15年3月に策定した「公的関与のあり方に関する点検指針」の事務事業の性質別区分に基づき、行政が関与する必要性を点検した。 該当区分により、次のとおり評価した。 区分1～3：「行政固有」 区分4・5：「行政領域・大」 区分6・7：「行政領域・中」 区分8・9：「行政領域・小」 区分に該当しない場合：「民間領域」
	キ 委託等拡大 サービスの提供手法について、委託や指定管理者制度の導入・拡大の可否と予定を点検した。すでに導入済みで拡大の余地がない場合又は法令による制約等で導入できない場合には「拡大できない」とし、その他の場合には「予定あり」「予定なし」の区分で評価した。
②総務局で実施するもの	課題等を整理し意見を付した。

(3) 企業局の取り扱い

企業局の事業の内部評価については、市長部局等の評価方法を参考に、それぞれ評価を行うこととした。

(参考)「公的関与のあり方に関する点検指針」の事務事業の性質別区分

区分	事務事業の性質	行政と民間の活動領域
1	法律で実施が義務づけられている事務事業	
2	受益の範囲が不特定多数の市民および、サービス対価の徴収ができない事務事業	行政
3	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事務事業	
4	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業	
5	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する事務事業	
6	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業	
7	民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業	
8	市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事務事業	
9	特定の市民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業	民間

(4) 内部評価の結果

① 事業所管局室で実施した評価

(単位:件)

区 分	評 値				
	極めて大きい	貢献あり	貢献小さい		
施策貢献度	217	116	3		
事業の進捗状況 (計画管理型)	順調 52	やや遅れ 10	遅れ 2		
事業の進捗状況 (成果経年比較型)	向上 65	ほぼ横ばい 199	低下 8		
23年度へ 改善・見直し	廃止・抜本的見直し 2	改善・見直しあり 100	改善・見直しなし 234		
事業にかかる 経費の増減	減少 91	ほぼ横ばい 195	増加 50		
将来の財政負担	減少 34	ほぼ横ばい 282	増加 20		
行政の活動領域	行政固有 94	行政領域・大 76	行政領域・中 90	行政領域・小 44	民間領域 0
委託等拡大	拡大できない 185	予定あり 17	予定なし 134		

(注) 行政の活動領域については企業局の事業は評価をしていない。

② 総務局の意見

区 分	内 容		割 合
廃 止	件 数	3 件	1.0 %
	金 額	188 百万円	0.0 %
改善・見直し	件 数	125 件	41.1 %
	金 額	130,066 百万円	31.9 %
そ の 他	件 数	176 件	57.9 %
	金 額	277,811 百万円	68.1 %
合 計	件 数	304 件	100.0 %
	金 額	408,064 百万円	100.0 %

(注) 1 金額は平成23年度予算額

2 端数処理のため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

3 企業局の事業については総務局の意見を付していない。

7 外部評価について

(1) 外部評価の概要

区分	内容	
対象事業の選定方法	内部評価の結果を踏まえ、市民と直接関わりがある事業や、効率性の観点から点検すべき事業など、市民や外部の視点で方向性を議論することが必要と考えられるものを選定	
開催日	平成23年10月21日(金) 22日(土) 23日(日)	
会場	名古屋市公館	
体制	2班体制で実施し、各班1日5件を評価(予定)	
事項数	30件(予定)	
評価	学識経験者等による議論	1班あたり4~5名
	無作為抽出の市民による判定	1班あたり20名
判定区分	廃止、見直し、継続の3区分	
審査時間	1件1時間程度	
傍聴の可否	可	

(2) 班の構成

区分	選出方法等	1班あたりの人数	備考
コーディネーター	コンサルタント	1名	進行を担当する。判定には加わらない。
学識経験者	大学教員、弁護士・公認会計士等	4~5名	質疑・論点整理を行う。判定には加わらない。
市民判定員	無作為抽出	20名	原則として判定のみを行う。
計		約26名	

(注) 2班体制で実施し、2班合計でコーディネーター2名、学識経験者8~10名、市民判定員40名となる。

(3) コーディネーター

氏名	所属等
加藤 栄司	一般社団法人 地域問題研究所
永柳 宏	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

(4) 学識経験者

氏名	所属等
赤崎 まき子	株式会社エイ・ワークス 代表取締役
岸田 真代	特定非営利活動法人パートナーシップ・サポートセンター 代表理事
久須本 かおり	愛知大学法科大学院法務研究科 教授
黒田 達朗	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
後藤 澄江	日本福祉大学社会福祉学部 教授
櫻林 正己	弁護士
中澤 政直	公認会計士
永富 史子	弁護士
中村 智彦	神戸国際大学経済学部 教授
西山 八重子	金城学院大学現代文化学部 教授
長谷川 ふき子	弁護士
藤田 榮史	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 教授
舟渡 悅夫	大同大学工学部 教授
向井 清史	名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授
藪内 繁己	愛知大学経済学部 教授
山本 幸司	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授

(5) 市民判定員の選出方法

- ① 住民基本台帳に関する電算処理ファイルより、無作為抽出で、年齢満20歳以上の4,000名に案内を郵送
- ② 上記①で案内を郵送した4,000名のうち、参加を希望する方から、性別、年代を考慮し、抽選により選出

(6) 評価の進行

区分	時間
市職員による事業説明	約15分
学識経験者による質疑・論点整理	約40分
市民判定員による評価	約5分
計	約1時間

(注) 市民判定員にも質問の機会を設ける。

(7) 判定結果の決定

判定の集計		判定結果	
過半数を占める区分がある	「廃止」が過半数	廃止	
	「見直し」が過半数	見直し	
	「継続」が過半数	継続	
過半数を占める区分がない	「廃止」と「見直し」の数を合計した数が	「継続」の数を上回る	廃止を含む見直し
		「継続」の数と同一	見直しを検討

(注) 市民判定員には、3区分の判定のほかに、判定に至った考え方や、事業に対する意見などを記述していただき、その内容も取りまとめて発表する。

(8) 外部評価対象事業

事業名	平成23年度 予算額(千円)	主な論点	評価票 の掲載 ページ
自主的・主体的な区政運営	160,000	より区民ニーズの高い事業へのシフトと各区への予算配分の改善の検討	147
区役所におけるフロアサービスの充実	107,467	さらなるサービス向上に向けた業務執行体制の改善を検討	159
建築受託工事の監理及び保全等	177,247	工事監理の民間委託の検討	161
子育て支援手当	676,221	子ども手当の制度変更を踏まえた見直しの検討	171
公立保育所の運営	2,716,768	保育料の見直しの検討	176
ひとり親家庭手当	657,747	児童扶養手当(国)と遺児手当(県)との関係整理を踏まえた見直しの検討	183
小学校1・2年生での30入学級の実施	818,643	国及び県における35入学級との比較を行い、少人数教育の効果を検証し、あり方を検討	209
中学校スクールランチ	1,908,761	利用の有無による公費負担の公平性及び1食あたりの適正価格を踏まえた経費削減の検討	212
野外学習センター	78,493	代替施設の状況を踏まえ廃止を検討	217
生涯学習センター(16館)	493,143	指定管理者制度導入の検討	227
女性会館	71,218	指定管理者制度の導入(女性会館)及び重複事業の整理検討	230
男女平等参画推進センター	39,442		243
敬老バスの交付	13,221,293	将来の財政負担の増大が見込まれることから、持続可能な制度となるよう、あり方を検討	259
休養温泉ホーム松ヶ島	220,000	施設が老朽化しつつあり、民間で類似の保養宿泊施設が運営されていることを踏まえて、施設のあり方を検討	262
高年大学鰐城学園	144,435	人材育成という目的に対する成果を明らかにしたうえで、有効な事業展開や利用者負担のあり方等について検討	263
生活衛生センター	39,278	施策に対する効果を検証し、事業を見直すとともに、他所属への移管を検討	292

事業名	平成23年度 予算額(千円)	主な論点	評価票 の掲載 ページ
中央看護専門学校	105,310	民間養成施設の増加や名古屋医療圏の看護職員不足率の改善を勘案し、官民の役割分担など今後のあり方を検討	297
防災管理者等講習	48,815	受講料の見直しとさらなる経費削減を検討	305
ヘリコプターの運航維持	302,092	2機保有の必要性及び県防災ヘリコプター運営協議会への負担のあり方等の検討	309
民間木造住宅の耐震化支援	312,000	耐震化率の大幅な改善が見られないことを鑑み、現行の事業費のなかで部分改修の導入などの検討	310
市営住宅 (278団地)	9,528,121	駐車場使用料の民間近傍駐車場との格差是正の検討	326
東山荘	14,641	利用率や代替施設の状況を踏まえ施設のあり方・活用策を検討	357
留学生支援金給付事業	18,000	留学生の誘致など、施策への効果が十分表れているとは言えないため、抜本的な見直しを検討	360
産業立地促進助成	277,986	制度の効果を検証し、より効果的な助成制度のあり方について検討	380
オーストラリア・ジロング市との湿地提携に基づく人との交流事業	9,161	ジロング市からの派遣実績がないことから事業の見直しを検討	400
路上禁煙対策の推進	71,962	路上禁煙地区の喫煙率等の低下を踏まえ、パトロール体制の効率化を検討	408
みどりが丘公園	123,492	管理運営にかかる委託の拡大や指定管理者制度の導入を検討	416
ランの館	109,840	施策に対する効果を検証し、廃止を含めた抜本的なあり方を検討	418
国営木曽三川公園事業負担金	90,029	市民の利用実態などを踏まえ見直しを検討	421
家庭系生ごみの資源化(生ごみ堆肥化容器等購入補助事業等)	12,831	補助の実績が低下しているため、事業の効果を検証し、見直しを検討	430
公共用地の先行取得	11,596,518	先行取得した用地が長期間事業化されずに残ることのないよう、短期間で整備できる箇所の取得に限定する仕組みを検討	438

8 評価結果の公表と活用について

(1) 市民への公表

① 内部評価結果

内部評価結果については、平成23年9月に、閲覧用冊子を、「市民情報センター」（市役所西庁舎）や、各区役所の「情報コーナー」などに設置するとともに、名古屋市公式ウェブサイトに掲載し、市民からの意見を募集する。

② 外部評価

外部評価については、市民に公開して実施するとともに、評価結果については名古屋市公式ウェブサイトに掲載する。

(2) 評価結果の活用

評価結果や市民からの意見を踏まえ、見直し等の検討を進める。事業の見直し・改善等を図ることとしたものは、順次、予算などに反映させていく。

これらの対応状況についても、取りまとめて公表する。